

今後の労働安全衛生対策の在り方に係る考え方の方向について（その2）

(2) 労働安全衛生マネジメントシステム等の企業における新たな安全衛生管理手法の促進

- ① 技術革新等により新たな設備が導入され、生産工程の多様化・複雑化が進展するとともに、新たな有害化学物質が導入される中、事業場内のリスクは多様化し、把握されにくくなっていることが懸念される。これらのリスクを合理的・体系的に低減するには、リスクアセスメントが重要であり、またこれを基本とする安全衛生管理手法（労働安全衛生マネジメントシステム）の導入等に関し、現行の法体系との整理について検討が必要ではないか。

(前回までのコメント)

- ・ 平成11年に機械の包括安全基準や OSHMS 指針が出た。これがきちっと行われれば災害は減るはず。六本木ヒルズの災害もしかり。しかし徹底していない。(再掲)
- ・ OSHMS をどう取り入れるかで決まってくる。形だけ取るという姿勢で取り組んできたところは不満を持つ。真剣に、まじめに、前向きに取り組む仕組みを考えたい。

(考え方の方向)

- ・ 工業的業種等の災害発生率が高い業種の事業場においては、危険・有害要因の特定、リスクの評価、評価結果に基づく改善措置等を実施することが必要ではないか。
- ・ 総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者等が管理すべき事項に、「危険・有害要因の特定、リスクの評価」、「自主的な安全衛生計画、実施、評価、改善」の追加を検討すべきではないか。また、安全・衛生委員会の調査・審議事項に、「危険・有害要因の特定、リスクの評価」、「自主的な安全衛生計画、実施、評価、改善」の追加を検討すべきではないか。
- ・ OSHMS に関する指針を法的に位置づける必要があるのではないか。
- ・ 機械の使用段階におけるリスクアセスメントを的確に行うためには、製造段階でリスクアセスメントを実施し、リスクを低減する等の仕組みが重要であり、「機械の包括的な安全基準」の実効性を高めるための仕組みを検討すべきではないか。
- ・ 中小企業における安全衛生対策の推進には、OSHMS の核である危険・有害要因の特定及びリスクの評価に基づくリスク低減措置が有効であると考えられることから、中小企業におけるリスクアセスメントを普及するための仕組みを検討すべきではないか。((3) ②にも該当)

- ② 労働安全衛生マネジメントシステムの運用は、安全衛生水準の向上に有効であることから、インセンティブの付与を含めた導入促進のための方策について検討が必要ではないか。

(前回までのコメント)

- ・ OSHMS をどう取り入れるかで決まってくる。形だけ取るという姿勢で取り組んできたところは不満を持つ。真剣に、まじめに、前向きに取り組む仕組みを考えたい。(再掲)
- ・ OSHMS の良さはインセンティブではないが、導入するきっかけとしてのインセンティブは必要か。
- ・ OSHMS の普及により、職場の安全衛生の改善につなげるには、労災保険料の優遇のような議論が必要である。

(考え方の方向)

- ・ OSHMS の導入時には、人材の育成、組織体制の整備、文書化の推進等負担が大きく、越えるべきハードルが高いことから、OSHMS が適切に導入され、運用されることが企業経営においてメリットとなる仕組みを検討すべきではないか。
- ・ 具体的には、法 88 条に基づく計画の届出の緩和等法令上の措置に関するインセンティブ、公的調達の際の優遇等経済的なインセンティブ及び企業の社会的な評価に関するインセンティブを検討すべきではないか。
- ・ インセンティブを付与するために、評価を行う仕組みについて検討すべきではないか。
- ・ さらに、化学物質のばく露防止措置の柔軟化等においても、OSHMS の導入及び運用実態に基づいた対応を検討すべきではないか。

(提出資料) *①、②共通

- ・ 資料 4 p6 第 10 次の労働災害防止計画 (抄) 他

(3) その他

社会経済情勢の変化に対する安全衛生対策に関して検討すべき事項は、議論の過程で対象に加える。

① 中小企業における安全衛生対策の推進について

(前回までのコメント)

- ・ 現行の法体系では小さいところがネグレクトされる。これをなんとかしなければならぬ。
- ・ 小零細企業における法の実効性確保の問題は、30年前と同じ問題として現在も存在している

(考え方の方向)

- ・ 中小企業における安全衛生対策の推進には、OSHMSの核である危険・有害要因の特定及びリスクの評価に基づくリスク低減措置が有効であると考えられることから、中小企業においてリスクアセスメントを普及するための仕組みを検討すべきではないか。(再掲)

② 投資指標としての安全衛生活動について

(前回までのコメント)

- ・ 取り組みを促す手法として、例えば年金の運用に当たって安全衛生活動への取り組みを加味する方向はどうか。
- ・ 年金額をどうこうするのではなく、年金受託先を選ぶ際の物差しの一つに安全衛生への取り組みを使ってはどうかということ。そうすれば金融業界が動き始め、市場が動いていく。

(考え方の方向)

- ・ OSHMSを適切に導入、運用されている場合には、表彰、ロゴマークの授与、上乘せ保険の料率の緩和についての働きかけ等について検討すべきではないか。

③ 国際的な企業活動における安全衛生管理について

(前回までのコメント)

- ・ 海外下請けの問題も考えれば、(安全衛生管理は)マンネリ化ではなくむしろホットな議論になっている。先進国では考えられないような環境の中で仕事をやっているが、途上国には法を執行する力がない。先進国がリーダーシップを発揮するなど、海外の下請け問題も含め議論する必要がある。
- ・ 進出した国の法制度に従うべきであり、企業独自では動けない。

(考え方の方向)

- ・ 安衛法及び自主規定に基づき適正に実施している国内の安全衛生対策を、国外においても同様に実施することにより、問題の発生は避けられることとなる。したがって、事業者は、進出国の法令を遵守するとともに、国内外の区別なく安全衛生対策を進める姿勢を持つことが必要ではないか。